

平成24年5月24日

放送受信契約の未契約世帯への訴訟予告通知の発送について

- NHKでは、テレビ受信機を設置しているにもかかわらず、放送受信契約を結んでいただけない世帯や事業所に対し、公共放送の役割や受信料制度の意義などについて誠心誠意説明を行っていますが、それでもなおご契約いただけない場合、受信料の公平負担を徹底する観点から民事訴訟を提起することとしています。
- 4月19日に、これ以上営業現場での対応を重ねても自発的に契約いただくことが困難と判断した東京都内の未契約世帯14件について、担当窓口を営業局受信料特別対策センターに変更し、さらに対応を重ねてまいりましたが、本日、このうち、どうしてもご理解いただけない3件につきまして、民事訴訟の提起の予告通知を発送しました。
- 今後も受信契約の締結に応じていただけない場合は、やむを得ず民事訴訟を提起いたします。
- また本日新たに、これ以上対応を重ねても自発的に契約していただくことが困難と判断した事業所1件（東京都）に対して、担当窓口を営業局受信料特別対策センターに変更する旨の通知を送付しました。

これまでの未契約世帯・事業所に対する民事訴訟

- ・ 未契約世帯については、これまでに5件の民事訴訟の提起をおこないましたが、東京地裁に係属中の1件を除き、すべて円満に受信契約の締結をいただき、訴えを取り下げました。
- ・ 未契約事業所については、これまでに2件の民事訴訟の提起を行いましたが、いずれもその後円満に受信契約を締結し、訴えを取り下げました。